(趣旨)

第1 この要領は、岩手中部水道企業団が発注する建設工事及び業務委託の契約の締結にあたり、公正な競争と、品質及び適正な履行を確保するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査(以下「低入札価格調査」という。)等の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

- 第2 低入札価格調査の対象となる工事等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、 必要がないと認める場合はこの限りでない。
  - (1) 競争入札に付する建設工事で、対象となる工事の設計金額(消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。)が5千万円以上のものを対象とする。
  - (2) 競争入札に付する建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタントで、対象となる業務の設計金額が1千万円以上のものを対象とする。

(調査基準価格)

第3 契約担当者は、第2に掲げる対象工事等について入札を行おうとする場合は、 あらかじめ案件ごとに、契約の相手方となるべき者の当該入札金額が、当該契約の 内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格 (以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。

(建設工事の調査基準価格)

- 第4 建設工事の調査基準価格は、対象となる工事の設計金額から算出される次の各 号に掲げる額の合計額(千円未満切り捨て)とする。ただし、その額が設計金額 に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額(千 円未満切り捨て)とし、設計金額に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあ っては10分の7を乗じて得た額(千円未満切り上げ)とする。
  - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができるものとする。

(建設コンサルタントの調査基準価格)

第5 建築関係建設コンサルタント業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金

額から算出される次の各号に掲げる額の合計額(千円未満切り捨て)とする。ただし、その額が設計金額に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とし、設計金額に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額(千円未満切り上げ)とする。

- (1) 直接人件費の額
- (2) 特別経費の額
- (3) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- 2 土木関係建設コンサルタント業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額 から算出される次の各号に掲げる額の合計額(千円未満切り捨て)とする。ただ し、その額が設計金額に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8 を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とし、設計金額に10分の6を乗じて得た額に 満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額(千円未満切り上げ)とする。
- (1) 直接人件費の額
- (2) 直接経費の額
- (3) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額
- 3 前各項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、別の算定方法により調査基準 価格を定めることができるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第6 契約担当者は、入札の結果、低入札価格調査の対象工事において予定価格の制限の範囲内の最低の価格(以下「最低入札価格」という。)が調査基準価格を下回る価格であるときは、落札者の決定を保留し、当該最低入札価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)を対象として低入札価格調査を行うものとする。

(失格の基準)

- 第7 最低価格入札者が提出する工事費等内訳書に示す積算内訳の合計が、第8又は 第9の規定により算出される額(以下「失格基準価格」という。)に満たない場合 は、当該最低価格入札者を失格とする。
- 2 前項の規定により最低価格入札者を失格とした場合において、最低入札価格に次いで低い入札価格(以下「次順位価格」という。)が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該次順位価格の入札者を低入札価格調査の対象者とする。
- 3 第1項に規定する判定は、工事等の内容及び性質により適用する事が適当でない と認められるものについては適用しないものとする。

(建設工事の失格基準価格)

- 第8 建設工事の失格基準価格は、対象となる工事の設計金額から算出される次の各 号に揚げる額の合計額(千円未満切り捨て)とする。
  - (1) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(建設コンサルタントの失格基準価格)

- 第9 建設コンサルタントの失格基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に揚げる額の合計額(千円未満切り捨て)とする。
  - (1) 建築関係建設コンサルタント
    - ア 直接人件費及び特別経費の合計額に10分の8を乗じて得た額
    - イ 技術料等経費及び諸経費の合計額に10分の6を乗じて得た額
  - (2) 土木関係建設コンサルタント
    - ア 直接人件費及び直接経費の合計額に10分の9を乗じて得た額
    - イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の3を 乗じて得た額

(建設工事に係る調査の実施)

- 第10 契約担当者は、建設工事に係る当該契約の内容に適合した履行がなされないお それがあるか否かを具体的に判断するために、次の各号に掲げる事項について、最 低価格入札者への資料提出の請求、事情聴取、関係機関への照会等により調査を行 うものとする。
  - (1) 当該価格で入札した理由
  - (2) 積算内訳書(共通仮設費、現場管理費、一般管理費の内訳書含む)
  - (3) 当該契約の施工体制
  - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
  - (5) 配置予定技術者等名簿
  - (6) 手持ち工事の状況
  - (7) 手持ち資材の状況
  - (8) 資材購入予定先一覧
  - (9) 手持機械の状況
  - (10) 労務者の確保計画
  - (11) 工種別労務者配置計画
  - (12) 下請への発注予定
  - (13) 建設副産物の搬出予定
  - (14) その他必要と認められる事項

(建設コンサルタントに係る調査の実施)

- 第11 契約担当者は、建設コンサルタントに係る当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを具体的に判断するために、次の各号に掲げる事項について、最低価格入札者への資料提出の請求、事情聴取、関係機関への照会等により調査を行うものとする。
  - (1) 当該価格で入札した理由
  - (2) 積算内訳書
  - (3) 当該契約の履行体制
  - (4) 配置予定技術者等名簿
  - (5) 手持ちの建設コンサルタント業務の状況
  - (6) 過去に受注した同種又は類似の業務の名称及び発注者
  - (7) その他必要と認められる事項

(調査結果の報告及び審査)

- 第12 契約担当者は、低入札価格調査の結果を岩手中部水道企業団建設工事指名業者 選定委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。
- 2 委員会は、前項の報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するものとする。

(落札者の決定)

- 第13 契約担当者は、第12の規定による審査の結果、契約の内容に適合した履行がな されると認められたときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。
- 2 契約担当者は、第12の規定による審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、当該最低価格入札者を落札者としないものとする。
- 3 前項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合において、次順位価格が 調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を 落札者と決定するものとする。
- 4 前項において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき第10から前項までの規定を準用する。

(落札者等に対する通知)

第14 第13の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもって入札した者等で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知するものとする。

(契約の保証等)

第15 調査基準価格を下回る価格による入札を行った者が落札者となった場合は、当該契約に次の各号に掲げる条件を付すものとする。この場合において、落札者が当該条件に応じないときは、正当な理由のない契約辞退とみなす。

- (1) 建設工事の契約において、工事請負契約書別記条項第4条第2項で定める契約 保証金等の額は、請負代金額の10分の3以上の額とすること。
- (2) 建設工事の契約において、工事請負契約書別記条項第10条第5項で定める現場代理人と主任技術者又は監理技術者並びに専門技術者は兼ねることができないとすること。
- (3) 建設コンサルタントの契約において、請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。
- (4) 建設コンサルタントの契約において、主任技術者は専任配置とすること。 (追跡調査)
- 第16 調査基準価格を下回る価格による入札を行った者が落札者となった場合は、低 入札価格調査内容との矛盾がないか確認を行うため追跡調査を実施するものとす る。

(補則)

第17 この要領の実施に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行し、施行日以降に行われる公告又は指名通知に係る工事及び業務委託の契約から適用する。

附 則(平成28年10月17日改正)

(施行期日)

この要領は、平成28年11月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知を行う 工事及び業務委託の契約から適用する。

附 則 (平成29年6月14日改正)

この要領は、平成29年6月23日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事及び業務委託の契約から適用する。

附 則 (平成30年7月4日改正)

この要領は、平成30年7月10日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知を行う 工事及び業務委託の契約から適用する。